

# ヨーロッパ審議会の「離婚後の財産給付」勧告〔資料〕

三木 妙子

- 一 ヨーロッパ審議会と家族法改革
- 二 離婚後の財産給付（訳）

## 一 ヨーロッパ審議会と家族法改革

「離婚後の財産給付」(Contributions following divorce) はヨーロッパ審議会 (Council of Europe) の閣僚委員会 (Committee of Ministers) が一九八九年一月一八日に採択した勧告 (Recommendation No. R (89)1) である。その勧告と説明のための覚書 (explanatory memorandum) 全文を訳出して今後の研究に役立てることが本稿の目的である。はじめに、ヨーロッパ審議会の機構と目的を振り返り、同審議会がヨーロッパの家族法改革において果してき

ヨーロッパ審議会の「離婚後の財産給付」勧告〔資料〕

ている役割を一瞥しておきたい。

1 ヨーロッパ審議会は、一九四九年に、「加盟国の共同の世襲財産である理想及び主義を擁護し、実現」すること、及び「加盟国の経済的社会的進歩を容易にするために加盟国の間に一層大きな一致 (a greater unity) を達成すること」(ヨーロッパ審議会規程第一条(a))を目的として設立された。原加盟国は一〇カ国(連合王国、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イタリー、アイルランド)であつたが、法の支配、人権及び基本的自由を享有するという原則を受諾し、かつ審議会の目的の実現に誠実かつ有効に協力する能力と意思を有するヨーロッパの国であれば、閣僚委員会によって加盟国となるように招請されることができると。そこで、原加盟国に続き、ギリシャ(一九四九年)、トルコ(一九四九年)、アイスランド(一九五〇年)、ドイツ(一九五〇年)、オーストリア(一九五六年)、キプロス(一九六一年)、スイス(一九六三年)、マルタ(一九六五年)、ポルトガル(一九七六年)、スペイン(一九七七年)、リヒテンシュタイン(一九七八年)、サンマリノ(一九八八年)、フィンランド(一九八九年)が加わつた。一九九〇年代に入ると、中欧東欧諸国の加盟が認められ、ヨーロッパ審議会が新しい展開をみせるようになる。ハンガリー(一九九〇年)、チェコスロバキア(一九九一―九二年末)、ポーランド(一九九一年)、ブルガリア(一九九二年)に続き、一九九三年にはエストニア、リトアニア、スロベニア、チェコ及びスロバキアが加わつた。それにより加盟国は三二カ国に上ることになった。なお、一九九一年以降、ルーマニア、ラトビア、アルバニア、ロシア、クロアチア、ベラルス、ウクライナ、モルドバ等の諸国がスペシャルゲストとして参加している。

審議会は閣僚委員会と議員会議(Parliamentary Assembly)によって組織され、ストラスブルクにその本部がある。閣僚委員会は、各加盟国が派遣する一人の代表(外務大臣又はその代理)によって構成される決議機関である。議員

会議は、加盟国の国会が定める方法で任命される代表（一九九二年五月七日現在二一〇名）から成る諮問機関である。これらの機関は国防を除き多岐にわたる問題を審議検討する。特定の分野の作業プログラムについては、専門家委員会が責任をうけもつことになる。一九九一年末に、家族とソーシャル・ワークに関わる問題を扱う専門家による運営委員会は少くとも一一存在するといわれた。人権、社会政策、雇用と労働、社会保障、人口、保健、移民、法律協力、犯罪、文化協力、及び両性の平等にかんする各委員会がそれである。なかでも、法律協力委員会(European Committee on Legal Co-operation) (CDCJ)は、ヨーロッパ法の統一に向けて、諸提案を整理し、勧告と条約の準備作業をする機関として重要である。「離婚後の財産給付」の説明のための覚書の冒頭部分からも明らかのように、法律協力委員会はさらに特別の専門家委員会に準備作業を委嘱する。家族法にかんしては、家族法専門家委員会(Committee of Experts on Family Law) (CJ-FA) がその任に当るのが通例である。

2 審議会が加盟国間に「一層大きな一致を達成する」ために用いる手段として、条約と勧告がある。ヨーロッパ人権条約をはじめ、すでに一四〇以上の条約が審議会によって推進されてきている。家族法に関わる主だった条約には、一九六七年の養子条約(European Convention on the Adoption of Children) (批准一三カ国)、一九七五年の婚外子の法的地位条約(European Convention on the Legal Status of Children Born out of Wedlock) (批准一三カ国)、一九八〇年の子の監護権判決の承認と執行及び子の監護権の回復にかんする条約(European Convention on Recognition and Enforcement of Decisions concerning Custody of Children and on Restoration of Custody of Children) (批准一五カ国)がある。さらに、現在、ヨーロッパ児童権利条約の実現に向けての作業が続けられている。

ところで、すべての問題が条約によって規制されなければならないわけではない。加盟国の将来の施策と立法の

ためにガイドラインが必要とされる場合に、閣僚委員会が勧告をもってこれに応える例が少なくない。勧告には拘束力がなく、したがってその効果が危ぶまれるかもしれない。しかし、勧告は、先ずもって加盟諸国に道義的責務を生じさせるといわれる。なお、閣僚委員会は加盟国政府に対し、勧告にかんしてその政府が採った行動の報告を求める権限をもっている（規程第一五条(b)）。さらに、勧告には「投票する代表の全員一致で」（規程第二〇条）決議されたという事実のもつ重みがある。「離婚後の財産給付」勧告も、当時の加盟国のうち、憲法により離婚が禁じられるアイルランドが留保しただけで、二一カ国の全代表によって決議されたものである。これらのことを勸案すると、勧告が間接的に各国法の調和を招来する機能を軽視するべきではないであろう。

3 閣僚委員会による決議と勧告のうち、「離婚後の財産給付」勧告を除く家族法に関わる主要なものを、成立時期を追って挙げてみると以下のようになる。

- 〔成人年齢の引き下げ〕 Resolution (72) 29 on the lowering of the age of full legal capacity
- 〔子の託置〕 Resolution (77) 33 on the placement of child
- 〔移住労働者の家族再結合〕 Resolution (78) 33 on the reunion of families of migrant workers
- 〔私法における夫婦の平等〕 Resolution (78) 37 on equality of spouses in civil law
- 〔児童の虐待からの保護〕 Recommendation No. R (79) 17 on the protection of children against ill treatment
- 〔マリッジ・ガイダンス及びファミリー・カウンセリング・サービス〕 Recommendation No. R (80) 12 on marriage guidance and family counselling services
- 〔八歳児までの世話と教育〕 Recommendation No. R (81) 3 on the care and education of children from birth

*to the age of eight*

〔家族居住用建物と家財道具にかんする夫婦の権利〕 Recommendation No. R (81) 15 on the rights of spouses relating to the occupation of the family home and the use of the household contents

〔国家による子の養育費の先払〕 Recommendation No. R (82) 2 on payment by the State of advances on child maintenance

〔親責任〕 Recommendation No. R (84) 4 on parental responsibilities

〔家庭内暴力〕 Recommendation No. R (85) 4 on violence in the family

〔里親家庭〕 Recommendation No. R (87) 6 on foster families

〔同棲者間の契約と遺言処分の有効性〕 Recommendation No. R (88) 3 on the validity of contracts between persons living together as an unmarried couple and their testamentary dispositions

〔家庭内暴力にかんする社会的施策〕 Recommendation No. R (90) 2 on social measures concerning violence within the family

〔家庭事件における緊急措置〕 Recommendation No. R (91) 9 on emergency measures in family matters

4 「離婚後の財産給付」勧告の内容は、ヨーロッパのいずれかの国の現代家族法に多少とも親しんだ者にとつて、合点のいく点が多いであろう。離婚後の経済的自立の強調、離婚給付のクリーン・ブレーク又は期間短縮（社会復帰のための給付的性格）、給付額算定の際の考慮事由と「有責性」の位置づけ、給付金の実効ある履行確保制度等がそれである。さらに、これらの問題は、私的な領域において完結しうるものでなく、国により程度の差こそあれ、究極

的には常に公的な給付によって補われることを前提としている。

ヨーロッパの諸国にとってこの勧告は共通のミニマム・スタンダードとして抽出されたものであると同時に、一層そうするための指標でもある。ヨーロッパの家族法は多様であって、その全体像は把握し難いものだという長年の認識は、ヨーロッパ審議会をはじめ、ヨーロッパ人権委員会及び人権裁判所の活動によって多分に変えてよい段階に入ってきているといえよう。そのようなヨーロッパ家族法的一端を紹介する意味で、以下に「離婚後の財産給付」<sup>(1)</sup>の勧告を訳出する。

(1) 以上の記述に当たっては、主として次の文献を参照した。 Council of Europe Fact-Sheet, Achievements and activities, 1991; Council of Europe MMF-XXII (91) 2, Council of Europe activities concerning the family (1), July 1991; Council of Europe RS-Inf (91) 1 rev. 3, European co-operation on social and family policy, November 1991; Activities of the Council of Europe; 1990 Report (1992); 1991 Report (1993); A. Drzemczewski, The Council of Europe's co-operation and assistance programmes with Central and Eastern European countries in the human rights field, Human Rights Law Journal, Vol. 14, No. 7-8 (30 September 1993), p. 229.

## 二 離婚後の財産給付（訳）

（一九八九年一月二十八日、閣僚委員会により第四二三回外務大臣代理会同（meeting of the Ministers' Deputies）において採択された） 加盟諸国に対する閣僚委員会の勧告――

閣僚委員会は、ヨーロッパ審議会規程第一五条(b)の規定にもとづき、

ヨーロッパ審議会が、加盟国間の一層大きな一致の達成を意図しており、その目的は、とりわけ法的事項において共通の準則 (common rules) を採用するように促すことによつて達成されることを考慮し、

離婚が当事者双方の生活水準に重大な影響を与えることに留意し、

各当事者の離婚後における自立を支援することを念願し、

離婚後自立することができない当事者については、十分な援助 (adequate contributions) がなされるべきことを考慮し、

私法における夫婦の平等にかんする閣僚委員会決議 (Resolution (78) 37 of the Committee of Ministers on equality of spouses in civil law) を勘案して、

加盟諸国の政府に対し、以下に掲げる諸原則の実現をはかるように勧告する。

#### 原則第一

離婚後いずれの当事者もできるかぎり経済的に自立すべきことが目的とされなければならない。この目的は、次の事項にかんする相当な準則 (appropriate rules) によつて達成することができる。

a. 夫婦財産制——とりわけ前配偶者に他方配偶者の財産に対する公正な持分を取得する権利 (the right to obtain a fair share) を与える。

b. 老齢保険制度——離婚した夫婦が婚姻中に支払った拠出金により均等に受給することができるようにする。

原則第二

原則第一の目的は、当事者の一方が他方に対し、一括払い、又は期間を限り (for a limited period) 定期払いをすることによって達成することもできる。

原則第三

原則第一の目的が達成されえないときには、自立していない当事者は、国法が定めるところにしたがい、他方当事者若しくは公当局、又は他方当事者及び公当局による援助を受けることができなければならない。

原則第四

原則第二及び第三にもとづき当事者の一方から他方に対して給付されるべき援助分 (contributions) を算定するにあたり、関連ある一切の要因、とりわけ各当事者の資産と経済的ニーズが考慮に入れられなければならない。

原則第五

当事者の一方から他方に対して給付される援助分を算定するにあたり、各当事者の有責性を考慮してはならない。ただし、給付を求める当事者に重大な有責行為があ (seriously at fault) った場合については、立法により、給付が拒まれたり減額されることがありうる旨を規定することができる。

原則第六

各当事者の情況に変化が生じた場合には、当事者の一方から他方へ支払われるべき定期払いの金額は、これを變更することができる。



## 原則第七

援助分は、義務者の死亡後において、可能な場合であればつねに、継続して支払われるか、又は義務者の遺産に對する持分若しくは民法にその旨の規定があるときは公当局による援助分のようなその他の給付によって取って代えられるべきである。

## 原則第八

国家は、確定した援助金の支払いを強制するために利用しうる効果的手段を確保する目的をもって、国内的及び国際的レベルにおいてそのための方策を講じるか、あるいは現存する方策の強化をはかるべきである。

## 原則第九

当事者は、援助する義務があるかどうかを決定し、数额を算出し、かつ確定した数额の給付を可能にするために必要とされる情報を提供しなければならない。

この情報を提供する義務は、必要であれば、公当局又はかかる情報を有する当事者の使用者に負わせることができる。

## 説明のための覚書

1 ヨーロッパ審議会の閣僚委員会は、ヨーロッパ法律協力委員会 (CCJ) の提案にもとづき、家族法専門家委員会 (CJ-FA) に対し、離婚後の財産給付にかんする勧告草案の準備を依頼した。

2 ヨーロッパ審議会加盟諸国の専門家、並びに、カナダ、フィンランド、<sup>(1)</sup>バチカン市国、<sup>(2)</sup>ヘーグ国際私法会議

(the Hague Conference on Private International Law)<sup>(3)</sup>、私法上の地位にかんする国際委員会<sup>(3)</sup> (the International Commission on Civil Status) 及び国際ソーシャル・サービス<sup>(4)</sup> (the International Social Service) からのオブザーバーにより成り立っている家族法専門家委員会は、離婚後の財産給付にかんする勧告草案及びそれに付帯する説明のための覚書のテキストを準備した。これらのテキストは、ヨーロッパ法律協力委員会の検討を経たのち、閣僚委員会に回付され、閣僚委員会は一九八九年一月一八日の第四二三回外務大臣代理会同においてその勧告を採択し、説明のための覚書を公表することを承認した。

### 総括的事項

3 この勧告は離婚後における前配偶者への財産給付にのみ関わるものである。子の養育費は本勧告の範囲外に属する。なお、子の養育費は現に異なる基準によって律せられており、それはすでにヨーロッパ審議会の勧告の対象とされている。国家による子の養育費の先払いにかんする勧告<sup>(5)</sup> (Recommendation No. R (82) 2 on payment by the State of advances on child maintenance) がそれである。

4 この勧告に示された九原則は、次の目的をもって離婚後の財産給付にかんする法制度を改善しようと意図するものである。

- i. 各当事者の自立を助成する目的
- 経済的独立と自立を助成する手段としては、
- a. 夫婦財産制及び老齢保険制度にかんする相当な準則（原則第二）

b. 当事者の一方から他方に対する一括払い又は期限付きの定期払いによる給付（原則第二）を挙げることができる。

ii. 当事者が自立できない場合は、他方当事者又は公当局により十分な援助がえられるように確保する目的（原則第三）

5 原則の第四から第六、第八及び第九（援助金の算定・変更、確定援助金の支払い確保及び当事者の資産にかんする情報）は、ほとんどすべての規定が、原則第二及び第三にもとづき当事者の一方が他方になす援助金の支払いにかんする準則を扱っている。原則第七は、義務者の死亡後において義務者の遺産又は公当局によってなされる援助に係るものである。

6 この勧告は、「自立」という語はそれぞれの事案における情況（例えば、当事者の資力に応じた一定の生活水準を維持したり、あるいは資力が不十分な事案では基本的ニーズを充足するために公当局による援助がなされたりする）にしたがって解釈されるべきであるとして、「自立」を定義していない。

7 この勧告に含まれるいくつかの原則は、別居又は婚姻の無効取消から生じる離婚と相通じる情況に対して適用することができる。

8 原則の第一から第三及び第六は相互に関連する。実際に原則第一の目的は、原則第二の適用によって達成されるのみならず、原則第三及び第六の適用によってもまた達成される。

9 この勧告には、援助分を請求するための手続を開始しうる期間にかんする制限規定が含まれていない。これは各国の国内法に任せられる事項であって差し支えない。

## 原則についての注解

原則第一 離婚後における当事者の経済的独立と自立の助成

10 離婚当事者は、可能であれば、もつとも早い機会に他方当事者から経済的に独立するべきである。

a 夫婦財産制

11 ある種の事例において当事者は、夫婦の財産が夫婦財産制にしたがって分割されることにより他方当事者から経済的に独立できることにならう。いくつかの国で、裁判所は、当事者の一方に他方の財産に対する持分を認めることができたり、財産（例えば家族居住用建物（family home）<sup>(6)</sup>）の所有権を当事者の一方に移転するように命じることができ、あるいはまた一方当事者が一定期間に限りその家族居住用建物に留まることを許可することができる。

12 前配偶者が他方の財産に対して公正な持分を取得する権利は、すでに私法における夫婦の平等にかんするヨーロッパ審議会閣僚委員会決議（七八）三七<sup>(7)</sup>によって承認されている。この決議のパラグラフ第一四は、諸国家に対し、「法の定めるところにより別産制を採る夫婦財産制のもとで、離婚又は婚姻取消の判決によって婚姻が終了する際に、配偶者は、婚姻中に生じた経済的不平等を償うために、その者の前配偶者の財産に対し公正な持分又は一定の金額を取得する法的権利をもつことを保障するように」勧告している。

b 老齢保険制度

13 老齢保険の領域において相当な準則を定めることにより、前配偶者は、婚姻中に支払った拠出金にもとづき受給金に対する均等な持分を有することができる。

14 ある国々では、一方当事者が経済的給付（例えば年金や一時金）又はその他の給付（医療給付など）に備える基金に拠出していた場合に、その者はこれらの給付に対して持分を有するか、又は他方当事者から損失補償を受けることができる。

15 離婚の際一括払いで支払うことによつて配偶者間でクリーン・ブレイクをすることができる。一括払いは、全額を一回で支払うこともできるし、分割して支払うこともできる。

16 原則第二にいう定期払いは、例えば職業訓練を受けたり、職探しをしたり、あるいは幼児の世話をしている当事者が、新しい情況に適應し、独立することができるように意図されている。相当な職業訓練の機会に接しうるようにすることは、前配偶者の独立を助けるにあつて、特に重要である。

17 原則第二にいう定期払いは期間を限り継続するものとされており、数年間、あるいはそれよりも短かい期間と定めることができる。離婚後の財産給付は、婚姻期間が短かい場合又は子がいない場合には特に、短期間に限つてなされるものとする国が増えてきている。

原則第三 当事者又は公当局による援助

18 原則第三により、当事者が原則第一及び第二にもとづき経済的に独立し自立することができない場合（例えば、引き当てとなりうる財産に対する持分、一括払い、又は期限付き定期払いのようなその他の給付が十分でない場合）には、さらに付加的措置が採られなければならないことが認められる。

19 そのために、原則第三は、そのような事例において他方当事者もしくは公当局、又は他方当事者及び公当局により援助がなされなければならない旨を定めている。国家は、自立していない当事者に援助金を支給する場合には、

これら二つの制度のうちいずれか一方を利用してよいし、両者を併用することもできる。

a 当事者による援助

20 ヨーロッパ審議会に加盟するほとんどの国において、十分な資力を有する当事者は、他方当事者が自立していないとき、他方当事者の扶養のために援助することを求められる。多くの国で、この目的のための援助期間を制限しないことができるが、その援助は国によって様々な特別の条件のもとに律せられている。

b 公当局による援助

21 公当局による援助の形態としては、支給金（例えば補足給付、老齢若しくは保健給付）による場合や、あるいはその他の給付（例えば医療援護、医療保険もしくは年金の拠出金のような一定の拠出金の負担免除）による場合がある。

22 ある国々では、とりわけ長期に及ぶ扶養が必要な事例において、離婚後自立できない当事者の全部又は大半のニーズのために、公当局が支給をすることができる。他の国々では、公当局は、他方当事者が十分な扶養をすることができない場合、又は履行を怠る場合に給付するにとどまる。国家は先払いをして、のちに他方当事者からその金額の回復を求めすることもできる。この方法は、国家による子の養育費の先払いにかんする勧告<sup>(8)</sup>（八二二のなか）で示されたものである。

原則第四及び第五 一方当事者が給付すべき援助分の算定

23 援助分の算定にあたっては、健康、年齢、子の世話、年金権の喪失、婚姻期間、職業訓練の可能性その他を考慮することができる。

24 一方当事者が悪意で、より多額の援助金を請求する目的から、あるいは反対に、より少額の援助金を支払う目的から、自己の資産を減少させた場合には、その者の現実の資産ではなく、その者が善意で行動したならば有していたであろう資産が考慮されなければならない。

25 「重大な有責行為」という概念は、それによって国法が援助分の給付を拒んだり減額する規定をおくことができるものであるが、本勧告中にその概念についての定義は存在しない。その用語の解釈を決めるのは国法の任務である。

26 原則第四にいう援助分の給付額は、通常婚姻中の生活水準に応じて決定される。ただし、よくあるように両当事者の資産を合わせても離婚後にその水準を維持することができないとしたら、それよりも低い基準を用いて差し支えない。

#### 原則第六 定期払いの金額の変更

27 不正義を回避するために、定期払いの金額はいつでも修正されなければならない。他方、例えば、当事者の事情の変更が重大なものでない場合には、その変更に係る不必要な訴訟はこれを回避するべきである。

28 いずれの当事者であれその再婚、インフレ、収入の増減、おそらくは新しい関係の存在等をも含め、一定の情況は一般に当事者の物的事情の変更と考えられることになろう。

#### 原則第七 義務者死亡後における援助金

29 原則第七の目的は、扶養義務者の死亡後も扶養権利者はひきつづき扶養を受けるなにかの手段を与えらるべく確保することにある。かかる確保のために採りうる方法については、その原則が指示している。これらの

方法のうち何を選ぶかは国法に任せられる。

30 原則第七は、可能な場合であればいつでも、援助金が継続して支払われるか、あるいはその他の給付によって取って代わられる旨を規定しており、加盟諸国における様々な制度に考慮を払っている。義務者による援助金の支払い、遺産からのその他の給付（一括払いや生存当事者のための合理的遺産分与等）に取って代わられることができる。給付はまた公当局から与えられることもできる（例えば、生存当事者のための給付、又は一般的国家制度のもとで必要状態にある者に対する社会的支給金がそれである）。さらに、生存当事者は、例えば、可能な場合であればいつでも離婚した配偶者が遺族年金に対する権利を喪失しないように確保することによって援助されることも可能である。

原則第八 確定した援助金の支払い

31 この勧告が目論む確定援助金の支払いをめぐる、しばしば問題が生じている。それらの問題は、離婚して子を養育しなければならぬ親に特別苛酷な状況をもたらしているといえる。原則第八により、諸国家はそれらの問題をもっとも相当とされる手段によって解決することを求められている。

32 国内レベルでは特に次の手段を挙げることができる。

—— 迅速な手続の創設（例えば、履行強制を支援するための公当局を設置することによる）

—— 所得の差押、財産の差押、財産に対する先取権の設定

—— 支払い不履行の場合における刑事制裁

33 国際レベルでは確定援助金の支払いのために、次の文書その他を用いることができる。

—— 法域外における扶養料の回復 (the recovery abroad of maintenance) にかんする一九五六年六月二〇日の二



ユーロク条約<sup>(9)</sup>

——扶養義務をめぐる判決の承認と執行 (the recognition and enforcement of decisions relating to maintenance obligations) にかんする一九七三年一〇月二日のヘーグ条約<sup>(10)</sup>

——民事及び商事についての裁判管轄権とその判決の執行 (jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters) にかんする一九八八年九月一六日のルガノ条約<sup>(11)</sup>

これらの文書の批准が勧奨されるべきである。

原則第九 当事者の資産にかんする情報

34 原則第九は、援助の決定をし、その数額を算定し、支払いを強制するために必要な情報の提供を扱っている。情報を入手する方法及び誰に対して情報が提供されるべきかについての問題は、国法にその決定が委ねられる。

35 私法における夫婦の平等にかんする決議(七八)三七は情報の問題も扱っており、そこでは、配偶者は、共有財産の範囲(パラグラフ第一二)、及び、法によりそのような情報の提供が義務づけられている場合には、他方配偶者に属する財産の範囲について情報をうる権利を有すべき(パラグラフ第一六)ことが規定されている。<sup>(11)</sup>

36 かかる情報の提供が拒まれた場合に、いくつかの国では、他方当事者の主張を基礎として利用可能な資産を評価するという方法が用いられている。

37 引き続き援助金を支払う義務を負う者は、他方当事者又は所管当局に対し転居の通知をすべきものと規定することも有益であろう。

38 原則第九はまた、必要であれば、一定の第三者(公当局又は使用者)からも情報がえられるものと規定してい

る。

原註

- 一 アイルランドの代表は、外務大臣代理会同のための手続規則 (the Rules of Procedure for meetings of the Ministers' Deputies) 第一〇・二・C条にしたがい、この勧告を遵守するかどうかの権利を留保した。
- 二 この条約は現時点で発効していない。

訳註

- (1) 長らくオブザーバーとして参加してきたフィンランドは、一九八九年五月五日正式に二三番目の加盟国となった。
- (2) 国際私法にかんする規則の漸進的統一を目的とする常設の機関であり、加盟国は日本を含む三六カ国である。
- (3) 私法上の地位をめぐる諸問題及び国際家族法に関わる国際条約を推進することをその主たる任務としている。ヨーロッパの一カ国によって構成される。
- (4) 国連の経済社会理事会と協力関係にある国際的NGOであり、一三カ国に国内支部がある。一九二一年にジュネーブで世界YWCAによって創設され、主に国外移住等国際的な社会問題に直面した個人と家族を援助している。訳註(2)(3)(4)の記述はいずれも1 Yearbook of International Organizations 1991/92に拠った。
- (5) 訳註(8)参照。
- (6) The family home について、ヨーロッパ審議会の勧告や決議のなかで定義されたことはないようである。多くの加盟国の法律も定義規定をおかず、ある不動産が family home であるかどうかの問題を裁判所の判断に委ねている。裁判例では、夫婦の主たる常住場所 (the main habitual residence) であるか又はそうであった建物がそれに当るとみるものが多い (Explanatory memorandum to Recommendation No. R (81) 15, paras. 7,8)。夫婦が family home を占有する権利に居住権を保護するために、一九八一年の Recommendation No. R (81) 15 on the rights of spouses relating to the occupation of the family home and the use of the household contents が採択された。婚姻中及び離婚の際の関連原則を引用すると以下のとおりである。

A・家族居住用建物に対する配偶者の権利

原則第一 配偶者の同意

1・配偶者は、家族居住用建物に対する他方配偶者の居住権を直接侵害することになり、うべき法律行為をする場合には、他方配偶者の同意をえなければならぬ。

2・正当な理由がなく同意がなされず、又は同意をうる事が不可能な場合には、裁判所又はその他権限のある当局の許可を求めることができる。

3・加盟国は、立法により居住権 (right of occupation) の登録制度を定め、居住権が第三者に対抗できるように確保することができる。

原則第二 制裁規定

1・原則第一の1に違反する行為は、居住権が維持されなくなった場合において、原則第一の2及び本原則の2の制約内において、これを無効とすることができ、又はその他何らかの相当の制裁の対象とすることができる。

2・善意の第三者の権利は、国法が定める諸条件にしたがって保護することができる。

原則第三 婚姻の破綻

家族居住用建物に対する居住権は、離婚又は裁判上の別居に際し、相当な事例であり、かつ国法が定める条件にしたがう場合には、これを配偶者の一方にのみ移転することができる。

原則第四 生存配偶者

生存配偶者は、相当の事例であり、かつ国法が定める条件にしたがう場合には、引き続き家族居住用建物に居住する権利を有するものとする。

原則第五 賃借建物

1・原則第一から第四は、家族居住用建物が配偶者の一方により賃借権にもとづいて保有されている場合においても、適用があるものとする。

2・家族居住用建物が配偶者の一方により賃借権にもとづいて保有されており、その者が賃借人としての義務を履行しない場合において、他方配偶者はその義務を履行することにより賃借権を存続させる権利を有するものとする。

B・家財道具の使用にかんする配偶者の権利

原則第六 配偶者の同意

配偶者が、家具その他家族の用に供するためにその建物内にある物を使用する他方配偶者の権利をその者の同意なしに侵害する行為をした場合において、その行為は、国法が定める善意の第三者の権利の制約内において、これを無効とすることができ、又はその他何らかの相当の制裁の対象とすることができる。

原則第七 婚姻の破綻

原則第六にいう家財道具の全部又は一部は、離婚又は裁判上の別居に際し、相当の事件であり、かつ国法が定める条件にしたがう場合には、これを配偶者の一方にのみ移転することができる。

原則第八 生存配偶者

生存配偶者は、相当の事例であり、かつ国法が定める条件にしたがう場合には、原則第六にいう家財道具の全部又は一部を付与される権利を有するものとする。

(7) この決議は、夫婦の身上(移動、居所、就労、氏)、財産(家計費、扶養、契約、法定夫婦財産制、嫁資財産)、及び夫婦間の子との関係(氏、財産、法定代理、父母離別後の身上にかんする決定、養育費負担)において、夫婦の平等を推進することを目的とする。夫婦財産共有制を採る諸国に対しては、i. 相手方配偶者から現下の共有財産の範囲について情報をうる権利、ii. 共有財産の分割に際しての持分、共有財産とその果実の使用・管理・収益又は処分についての平等の権利、iii. 債務についての平等の義務、を保障するように勧告している。別産制については、特に、夫婦の一方が婚姻中有給の職業に就いておらず、あるいは家事育児等のため他方に比べ低額の賃金しかえていなかった場合に、離婚に際してしばしば不衡平な結果が生じている事実注目し、本文中に引用される一文が付け加えられた。Explanatory memorandum to Resolution (78) 37, para. 23.

(8) 迅速かつ十分な扶養をうける子の権利の確保及び先払いその他の方法による国家の介入の必要については、特に一九七七年九月にウィーンで開かれたヨーロッパ家族法会議(European Conference on Family Law)以来すべての加盟国によって認められていた。閣僚委員会が一九八二年に(八二)二勧告を採択したとき、加盟国中九カ国ですでにそのための制度が機能していた。その他加盟国政府に対して制度の発足と整備を要請したのがその勧告である。子に対する先払い金額は公当局によって義務者から回復される。子に相当の扶養を提供する責任は、第一次的に公当局ではなく扶養義務者たる親に属するからである。公当局は、先払い

金額の全部又は一部を義務者から回復できなかった場合であっても、子(自己のニーズを満たすための十分な資力のない)から回復する権利を認められない。扶養義務者の範囲、子の年齢、国家による先払い金の上限、支払い期間、支払い当局と回復当局等制度の詳細については国法で定めることができるとされている。

(9) この条約は、扶養の権利者と義務者が異なる締約国に在住する場合に、義務者に代って権利者に先払いをしたA締約国の公的機関は、権利者が有する扶養の申立権の移譲をうけることができる旨を規定する。そのことから、条約中に明文がないにもかかわらず、A締約国の公的機関が義務者の居住するB締約国の裁判所又は相当の機関に先払い金の回復を求めることが可能となる。一九八二年の時点でオーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、イタリー、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ及び連合王国がこの条約を批准している。Explanatory memorandum to Recommendation No. R (82) 2, paras. 42-44.

(10) この条約により、公的機関が扶養権利者に先払いのかわちで、給付をした場合に、その機関に対して給付金の補填を認める判決が下されると、その判決は法域外でも承認され執行できることになった。一九八二年までに、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、トルコ及び連合王国の九カ国が批准をした。Explanatory memorandum to Recommendation No. R (82) 2, paras. 45-46.

(11) 決議(七八)三七は、家計費の分担額や扶養料の算定のために自己の財産状態にかんする十分な情報を提供する義務を各配偶者に負わせることができるとしている(パラグラフ第八iii)。しかし、かかる情報提供義務の存在は、その不履行に際し、他方配偶者が税務当局その他の第三者から情報入手する権利があることには必ずしもつながらない。Explanatory memorandum to Resolution (78) 37, para. 25.